

第2章 環境保全対策の総合的な取組の推進

20世紀後半からの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の定着、都市化の進展により、生活排水による河川等の汚染や廃棄物問題、化学物質による環境汚染、更には身近な緑の減少など様々な形で環境問題が顕在化しています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題も顕在化し、地球の生態系にも大き

な脅威を与えている状況にあります。

これらの問題を解決していくためには、経済社会システムの見直しやライフスタイルの変革に向けて、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、長期的な視野に立ち、各種の環境施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

第1節 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

本県の環境行政の基本的方向については、平成8年12月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」において定められています。

本条例は、本県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成8年3月に策定した「青森県環境基本構

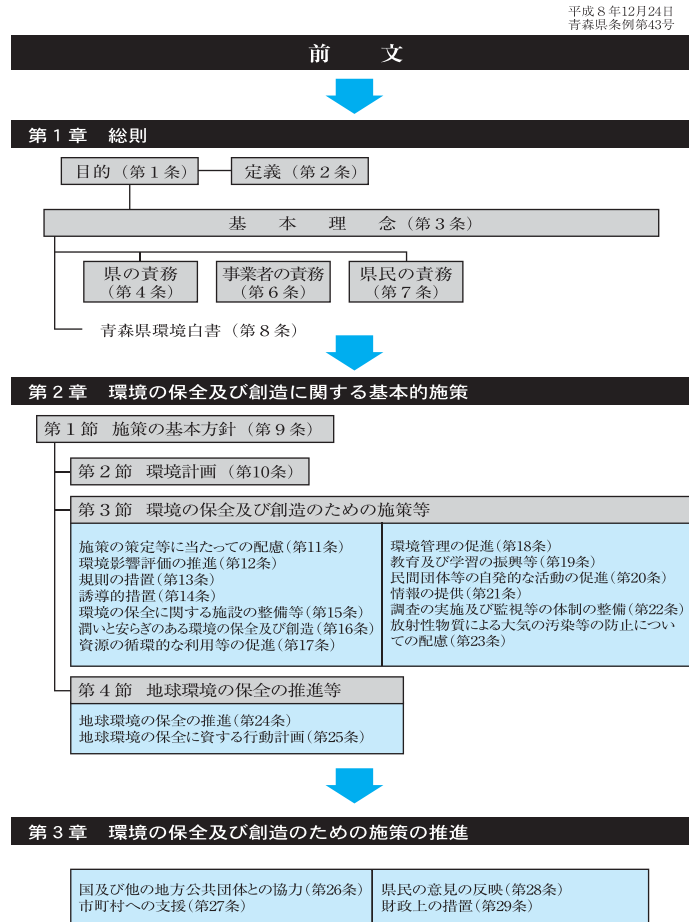
想」の考え方を踏まえ制定したものです(図1-2-1)。

本条例では、新たな環境施策を推進するために次の4つを基本理念として定めています。

＜基本理念＞

- 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- 2 人と自然との調和の確保
- 3 持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境の保全の推進

図1-2-1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例



資料：県環境政策課

第2節 青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦

1 計画の基本的な考え方

「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」（計画期間：2019年度～2023年度）は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針であり、「人口減少克服」を最重要課題に位置付け、本県を取り巻く社会経済環境や今後の展望等を踏まえた2030年のめざす姿を県民と共有し、日本、世界から「選ばれる青森県」の実現に向けて取り組んでいくための計画です。

これまでの取組により、本県の強みである農林水産分野や観光分野は成長を続け、「経済を回す」仕組みづくりが着実に成果をあげるとともに、課題である県民の健康づくりなどについても、明るい兆しが見えています。

一方で、本県を取り巻く社会経済環境は、人口減少と少子化、高齢化の一層の進行、労働力不足、すぐそこに迫る超高齢化時代、グローバル化の更なる進展など、大きく変化しています。

特に、AIやIoT等の第4次産業革命は、産業構造や雇用環境の転換に加え、私たちの暮らしや生き方、働き方にも劇的な変化を及ぼすことが予想されます。

この計画では、まさに時代の転換点とも言える急激な環境変化に対応していくため、本県の「多様性」と「可能性」を示しながら、人口が減少しても安心して暮らせる、持続可能な青森県づくりをめざしています。

2 2030年における青森県のめざす姿

計画では、2030年におけるめざす姿として、「『生業（なりわい）』と『生活』が好循環する地域へ～世界が認める『青森ブランド』の確立～」を掲げています。

この「青森ブランド」とは、県産品のブランド化のみを指すのではなく、青森県の「生業（なりわい）」と「生活」が一体となって生み出す価値の総体を指します。具体的には、「買ってよし（ビジネスの対象としての価値）」、「訪れてよし（観光・交流対象としての価値）」、「住んでよし（生活対象としての価値）」の3種類の価値を備え、自然、歴史、文化、食、祭り、人材など、本県が有する多様な地域資源そのもの、そして、これらの地域資源に囲まれて暮らす私たち青森県民の日々の生活が、県外・海外から高く評価される状態をめざすものです。

「青森ブランド」の確立に向けて、「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育・人づくり」の4分野を設定するとともに、それぞれの分野ごとに「めざす姿

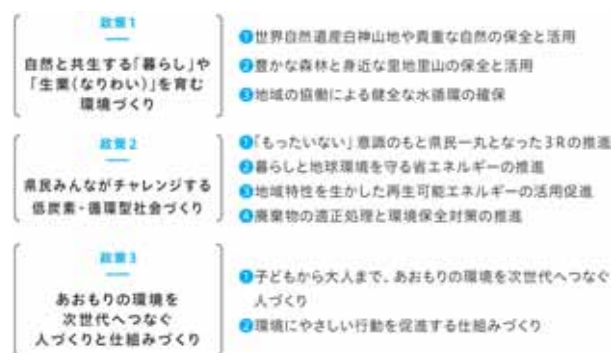
を掲げ、体系化された政策・施策に基づき、めざす姿の実現に向けた取組を推進します。

3 環境分野の政策・施策体系

環境分野では、本県が、国際社会の一員として地球環境の保全に貢献するとともに、本県の豊かな自然や生活環境を未来につないでいくことをめざし、県民一人ひとりの環境問題への意識を更に高め、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一丸となって取り組んでいくための方向性を示しています。

環境分野に掲げる3政策9施策は以下のとおりです。

図1-2-2 環境分野の政策・施策体系



4 取組の重点化

2030年のめざす姿の実現に向けて、限られた行財政資源を有効に活用しながら、4つの分野の政策・施策体系に掲げる取組を効果的かつ分野横断で展開していくため、5つの戦略プロジェクトを設定し、取組の重点化を図ることとしています。

戦略プロジェクトとは、人口減少克服に向けて、4つの分野を横断し、特に重点的に取り組むべきテーマです。これまでの取組により成果が現れている分野については一層強化し、課題等には的確に対応していくため、5つの戦略プロジェクトにより、人口減少が続く中であっても、平均寿命の延伸や交流人口の拡大、生産性の向上などにより、その影響をできるだけ抑え、伸ばしていく「県内総時間」の拡大の視点を持ちながら、人口減少克服に向けた取組を進め、「ここに生まれてよかった」、「ここで暮らしてよかった」と思える青森県づくりをめざします。

図1-2-3 5つの戦略プロジェクト



5 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することをめざすSDGs（持続可能な開発目標）への取組が国際社会全体で進められています。

世界共通の目標であるSDGsの視点を踏まえて取組を進めていくことは、本県が「世界が認める青森ブランドの確立」をめざし、世界から選ばれる地域となる上で重要であることから、この計画においても、SDGsの理念を踏まえて各種施策を展開していくこととしています。

図1-2-4 SDGs（持続可能な開発目標）のロゴ



第3節 青森県環境計画

1 青森県環境計画の策定

様々な環境問題が顕在化している中で、本県においても、すべての県民の参加と連携による日常生活及び経済活動と環境との調和を図りながら、良好な環境を保全し、創造することによって将来世代に引き継いでいくとともに、地球規模の環境問題に地域レベルから適切に対応していくため、平成8年12月に制定した青森県環境の保全及び創造に関する基本条例第10条の規定に基づき、平成10年5月に青森県環境計画を策定しました。

平成19年3月に第二次青森県環境計画、平成22年3月に第三次青森県環境計画、そして平成25年3月には第四次青森県環境計画を策定しました。

また、平成28年3月に第5次青森県環境計画を策定し、各種施策を推進しています。

2 第5次青森県環境計画

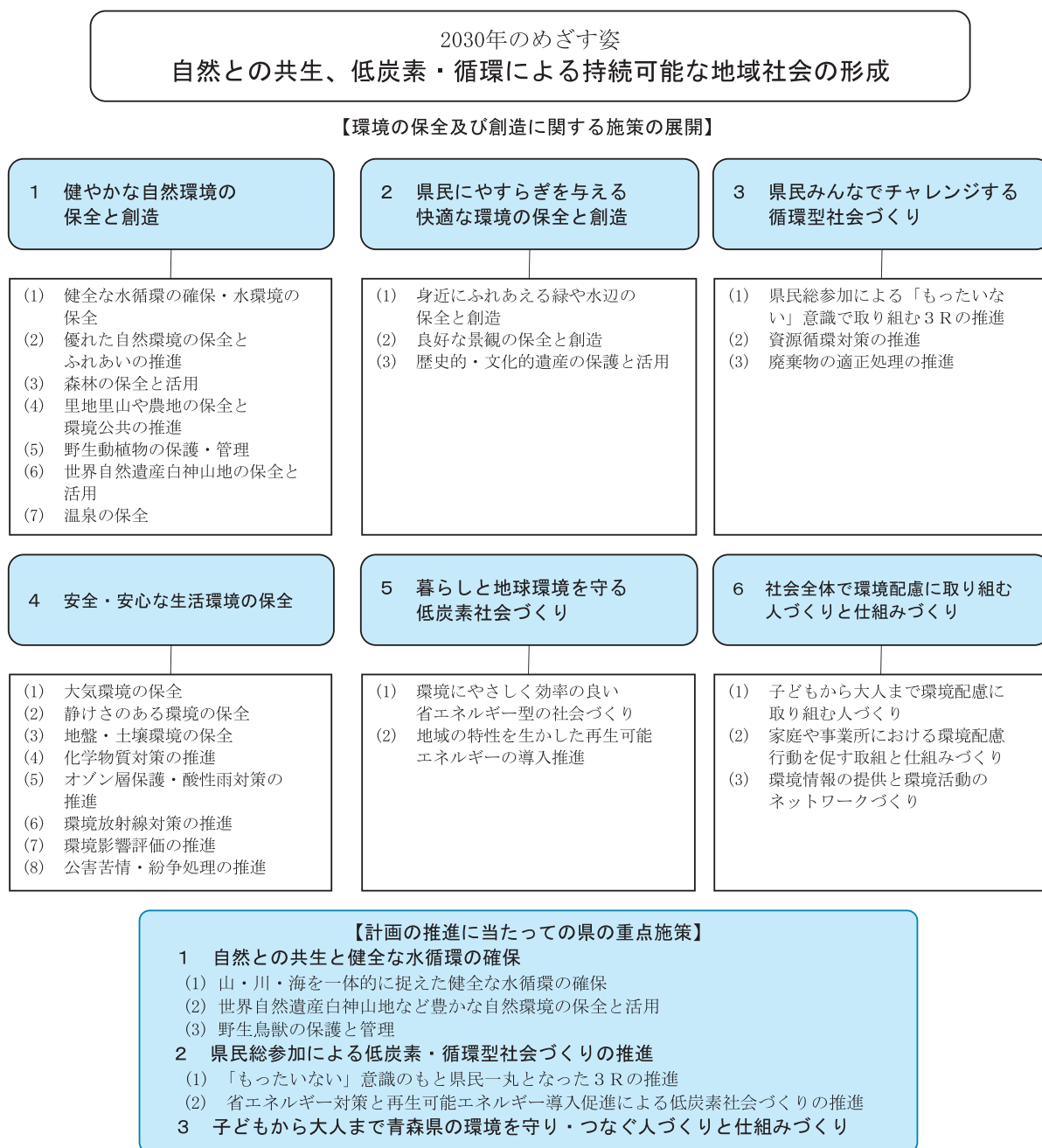
第5次青森県環境計画では、中長期的な視点に立った環境の保全及び創造に関する施策を展開していくため、2030年までに青森県がめざす姿を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」とし、各種施策の展開や県民、事業者、学校、環境保全団体などの各主体に期待する役割・行動指針を示し、県民一丸となって取り組んでいくこととしています。

また、本計画の進行管理を適切に行うため、各種施策に関連した「モニタリング指標」を設定するとともに、特に重点施策については、目標値を設定しており、これらの指標の状況について、毎年度確認・点検を行い、本計画を着実に推進していくこととしています（図1-2-5）。

なお、本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等に関する行動計画としても位置付けています。

図1-2-5 第5次青森県環境計画の構成

(平成28年度～令和元年度)



資料：県環境政策課

第4節 青森県地球温暖化対策推進計画

1 計画の策定

本県では、地球温暖化対策を地域レベルにおいて計画的・体系的に推進するため、平成13年4月に「青森県地球温暖化防止計画」を策定し、県内における2010（平成22）年の温室効果ガス排出量を1990（平成2年）年比で6.2%削減することを目標とし各種取組を進めてきたところです。

そして、当該計画の計画期間の終了に伴い、平成23年3月、本県の地球温暖化対策の新たな指針となる「青森県地球温暖化対策推進計画」（計画期間：2011年～2020年）を策定し、県内における2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量を1990（平成2）年度比で25%削減することを目標とし各種取組を進めてきましたが、平成28年5月に国の「地球温暖化対策計画」の策定を受け、同計画を平成30年3月に改定しました。

改定計画では、前計画と同様、本県の強みである豊富な自然エネルギー資源、森林資源などの「地域ポテンシャル」と本県の温室効果ガスの排出状況などを踏まえた「地域課題」に着目した取組を進め、「あらゆる主体の連携・協働による、青森県の地域特性を生かした、安全・安心、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成」を目指すことを基本理念としています。

2 計画の内容

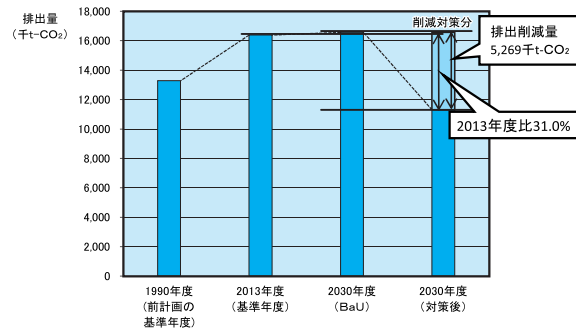
計画期間は2018（平成30）年度から2030（令和12）年度までの13年間とし、温室効果ガス削減目標は、2030年度までに2013年度比で31%削減することとしています（図1-2-6）。

目指す将来像の実現に向けてこれから取り組むべき施策の方向性について、7つのリーディングプロジェクト「低炭素あおりプロジェクト」として整理するとともに、各リーディングプロジェクトの中でも、計画に掲げた目標達成に向けて、県が今後概ね5年間戦略的・集中的に推進する重点取組を設定しています（図1-2-7）。

また、新たに本県の気候変動の影響への適応策の方向性についても示しています。

なお、計画の推進に当たっては「あおり低炭素社会づくり庁内推進本部」及び有識者等からなる「青森県地球温暖化対策推進協議会」において進行管理を行うこととしています。

図1-2-6 青森県地球温暖化対策推進計画における目標削減量



注) BaU (Business as Usual) …現状から特段の対策を行わない場合の将来予測

資料：県環境政策課

図1-2-7 青森県地球温暖化対策推進計画におけるリーディングプロジェクト「低炭素あおりプロジェクト」と重点取組

＜地域ポテンシャルを活かした施策の展開＞	
プロジェクト1 再生可能エネルギー導入促進プロジェクト	
◆風力、太陽、地熱・地中熱の再生可能エネルギーの導入及び利用促進 ◆スマートコミュニティの普及促進	
プロジェクト2 低炭素型農林水産業推進プロジェクト	
◆農林業における再生可能エネルギー循環システムの形成 ◆環境保全型農業の推進 ◆農産物の地産地消促進	
プロジェクト3 青い森の森林吸収対策プロジェクト	
◆間伐の促進 ◆木材の地産地消の促進 ◆J-クレジット制度の活用等を通じた森林整備の促進	
＜地域課題解決に向けた施策の展開＞	
プロジェクト4 中小事業者等省エネ化プロジェクト	
◆省エネルギー対策に係る情報提供、技術的支援等の推進 ◆国の補助金等支援制度及び既存の融資制度等の活用促進 ◆市町村施設の省エネルギー化の促進 【重点取組】 中小事業者等の省エネ対策によるCO ₂ 排出量及びエネルギーコスト削減の推進	
プロジェクト5 低炭素型住宅・ライフスタイル推進プロジェクト	
◆厳しい環境に対応した青森型省エネ住宅の普及促進 ◆長寿命化、省CO ₂ 対策の促進 ◆ZEH、再生可能エネルギー活用等新技術への対応促進 ◆低炭素型ライフスタイルの実践に向けた各主体連携による普及啓発の推進 【重点取組】 省エネ住宅・設備等の普及促進及び家庭における環境配慮行動の促進	
プロジェクト6 低炭素型交通普及促進プロジェクト	
◆県民、事業者の総参加によるスマートムーブの取組の推進 ◆次世代自動車の加速的普及に向けた取組の推進 ◆公共交通機関の利用を中心とした低炭素型交通社会の仕組みづくりの推進 【重点取組】 エコで賢い移動「スマートムーブ」の普及・推進	
プロジェクト7 「もったいない・あおり県民運動」・環境教育推進プロジェクト	
◆低炭素社会づくりに向けた県民運動の展開 ◆あおりエコの環スマイルプロジェクトの拡大 ◆地域の人材を活用した環境教育の推進 ◆気候変動の理解促進 【重点取組】 各主体が連携した県民総参加の取組強化と次世代の担い手づくり	

第5節 第3次青森県循環型社会形成推進計画

1 計画の概要

本県では、平成18年3月に「青森県循環型社会形成推進計画」を、平成23年3月に「第2次青森県循環型社会形成推進計画」を策定し、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、様々な取組を進めてきましたが、第2次計画は平成27年度までの計画であることから、これに引き続き、平成28年3月に「第3次青森県循環型社会形成推進計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度）を策定しました。

この計画は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を基本に、資源の消費抑制を図り、限りある資源を有効に活用する「資源循環」の観点を取り入れ、廃棄物処理計画を包含した計画として、循環型社会の形成に向けて、県、市町村、県民、事業者等の各主体が果たす役割を明らかにするとともに、循環型社会実現のための取組を総合的かつ計画的に推進することにより、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指すことを目的としています。

2 廃棄物の現状と目標

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物についての本県の平成29年度の状況は、

- ① 1人1日当たりの排出量が1,002g（全国920g）
- ② リサイクル率が15.0%（全国20.2%）
- ③ 1人1日当たりの最終処分量が107g（全国83g）となっています。

「第3次青森県循環型社会形成推進計画」では、令和2年度までに、①1人1日当たりの排出量980g、②リサイクル率25%、③1人1日当たりの最終処分量109gにするとの目標を掲げています。一般廃棄物の排出状況等について、全国値との格差を縮小するため、ごみの排出抑制、リサイクル率の向上、最終処分量の削減に向け、市町村と連携した取組をさらに進めていく必要があります。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物について平成25年度の状況を平成20年度と比較すると、

- ① 排出量は、292万トンから294万9千トンとほぼ横ばいとなっています。この理由として、建設業や電気・水道業の排出量は増加したものの、製紙業の排出量が減少したことが要因と考えられます。令和2年度における目標は平成25年度より約4.1%増の306万9千トンに抑制することとしており、今後も発生抑制の取組を進める必要があります。
- ② 再生利用量は、136万6千トンから140万1千トンに増加しています。この理由として、再生利用率の高い建設業からの排出量の増加が主な要因と考えられます。令和2年度までの目標は146万9千トンとなっており、引き続き再生利用の推進を図る必要があります。
- ③ 最終処分量は、6万4千トンから6万1千トンに減少しています。令和2年度における目標は6万1千トンとなっており、今後も、3Rの取組を進め、最終処分の抑制を図る必要があります。

3 本県が目指す循環型社会のイメージと計画の推進

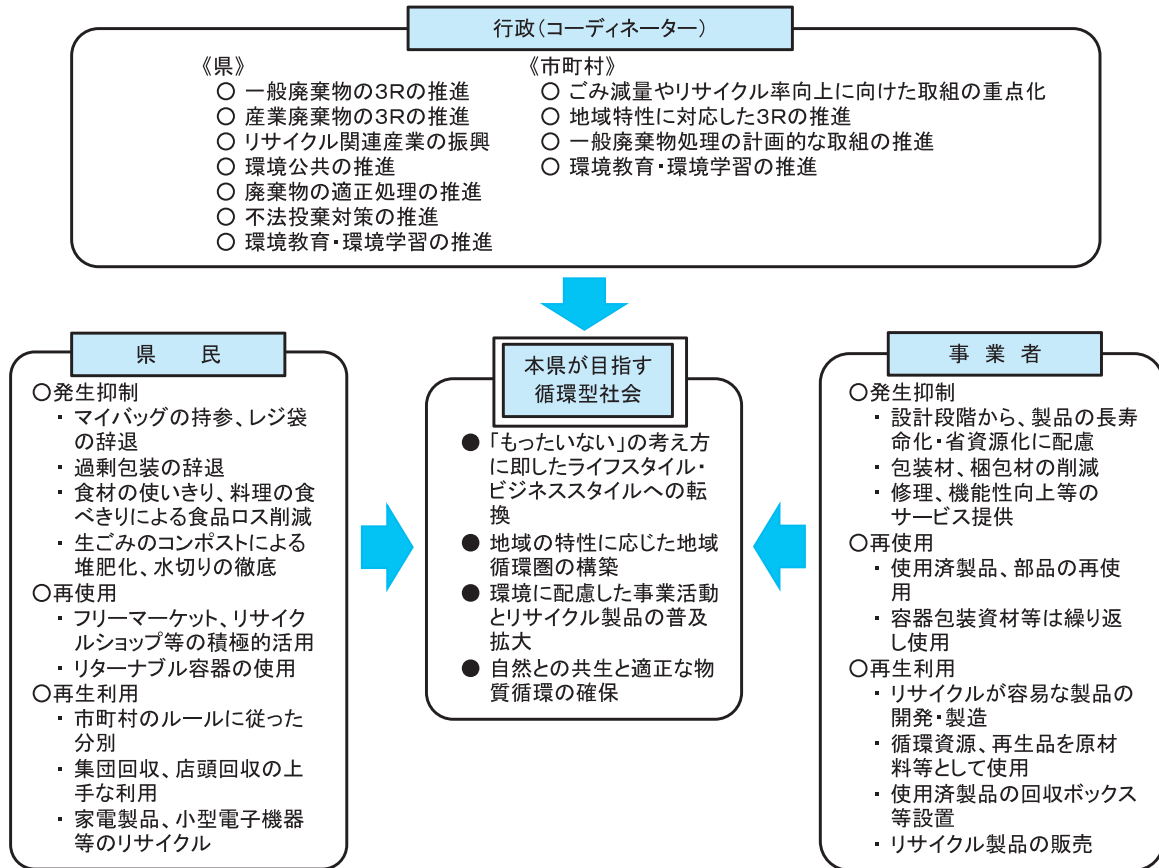
本県が目指す中長期的な循環型社会の姿を次のようにイメージし、その実現に努めます。

- ① 「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- ② 地域の特性に応じた地域循環圏の構築
- ③ 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大
- ④ 自然との共生と適正な物質循環の確保

県は県内全体を対象とする広域的な視点から、また、市町村は地域の特性を踏まえ、地域に密着した取組をすることを基本とし、それぞれの立場に応じたコーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

また、循環型社会づくりの担い手である県民、事業者、NPO等の民間団体の各主体が、それぞれの役割の下、県民総参加で主体的に循環型社会形成のための目標実現を目指して取り組んでいくことが必要です（図1-2-8）。

図1-2-8 本県が目指す循環型社会と各主体の役割・取組



資料：県環境政策課

第6節 県の率先行動

1 環境マネジメントシステム

今日の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関連しており、その解決に向けて社会全体での取組が求められています。

環境マネジメントシステムは、事業者において毎日の事業活動を行いつつ、事業活動から生じる環境への負荷を継続的に低減していく仕組として、これまで多くの企業や自治体で導入されています。

本県では、平成13年3月にISO14001の認証を取得し、組織として環境保全に対する取組を推進してきましたが、平成22年3月でISO14001の認証を終了し、平成22年度からは、これまでのノウハウを生かし効率化を図った環境マネジメントシステム（地球にやさしい青森県行動プラン）を構築し、引き続き環境への負荷の低減に努めています。

2 地球にやさしい青森県行動プラン

平成11年4月に施行された地球温暖化対策推進法では、地方公共団体に対して自らの事務・事業における温

室効果ガス排出量の削減を目的とした実行計画の策定を義務付けています。

県では、平成10年3月に知事部局を対象として「青森県環境保全率先行動計画」を策定し、自らの環境負荷低減に向けた取組を進めてきたところですが、同法に基づく実行計画として、内容の充実強化を図るとともに、対象範囲を県のすべての機関に拡大し、平成12年9月に新たな行動計画となる「地球にやさしい青森県行動プラン（第1期計画）」を策定しました。

第1期計画（計画期間：平成12～16年度）では、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を平成11年度を基準として平成16年度までに7%削減することを目指していましたが、電気使用量の増加などにより基準年度比2.4%の削減にとどまったことから、第2期計画（計画期間：平成17～21年度）では、平成16年度を基準として平成21年度までに4.7%削減（第1期計画の未達成分を削減）することを目指し、省エネルギー・省資源対策を推進した結果、16.3%の削減となりました。

第3期計画（計画期間平成22年度～26年度）では、平成21年度を基準として、温室効果ガスの排出量を平成26

年度までに5.0%削減することを目標として取組を進めた結果、平成26年度実績では基準年度比5.7%の削減となりました。

平成27年度に策定した第4期計画（計画期間：平成27年度から令和元年度）では、平成26年度を基準として、温室効果ガスの排出量を平成31年度までに5.0%削減することを目標としており、平成30年度実績では、電気使用量は基準年度比0.1%の減、重油使用量が同比1.9%の減、灯油使用量が同比3.5%の増となり、全体として温室効果ガス排出量は同比1.5%減となりました。（資料編表

6）。

また、「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が平成13年4月に全面施行されたことを受け、平成14年度から「青森県環境物品等調達方針」を策定し、本プランで優先的購入に取り組んできた物品等に加え、国がグリーン購入法に基づき特定調達品目として定めた物品、役務、設備、公共工事も新たに対象として、これらの調達に取り組んでいます（資料編表7）。

第7節 北海道・北東北三県の連携

青森県、岩手県及び秋田県の北東北の知事が一堂に会し、共通の政策課題等について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の促進を図り、もって本地域の発展に資することを目的に、平成9年度から北東北知事サミットが開催されています。

平成13年度の第5回知事サミットからは、さらに北海

道も加わり4道県の知事サミットとして開催されています。

なお、これまで環境分野に係る合意がなされたサミットの開催概要は表1-2-1、合意事項は表1-2-2のとおりです。

表1-2-1 知事サミット開催概要（関係分）

サミット名	開催時期	開催地	テーマ	環境関連合意事項数
第2回北東北知事サミット（3県）	H10.10.22	岩手県滝沢村	環境	6項目
第4回北東北知事サミット（3県）	H12.10.16	青森県黒石市	食料・子ども	1項目
第5回北海道・北東北知事サミット	H13.9.14	岩手県花巻市	循環型社会形成に向けて	6項目
第6回北海道・北東北知事サミット	H14.8.23	秋田県小坂町	21世紀型の健康	2項目
第12回北海道・北東北知事サミット	H20.8.29	青森県青森市	環境とエネルギー	1項目

資料：県環境政策課

表1-2-2 知事サミット合意事項一覧（関係分）

第2回北東北知事サミット合意事項（平成10年度）	
1 3県の連携・協力に向けた仕組みづくり	1 「北東北環境フォーラム」の設置
	2 共同研究開発に向けた仕組みづくり
	3 環境情報ネットワークシステムの構築
2 環境教育・自然とのふれあいの推進	1 「子ども環境サミット」の開催
	2 児童向け啓発冊子の作成等
	3 自然とのふれあい促進
3 中山間地域の維持と「環境の世紀」にふさわしい産業の確立	1 公益的機能の保持と国民的なコンセンサスの形成
	2 環境調和型産業の振興
	3 持続可能な森林経営に向けた調査・研究
	4 多自然居住地域の形成
4 北東北の恵まれた自然環境の保全・創造	1 「緑のランドデザイン」の策定
	2 十和田湖の水質保全対策の推進
5 ゼロエミッション型社会の構築	1 3県の率先行動
	2 廃棄物の再資源化・再利用の促進
6 環境ホルモン等の環境問題への対応	1 地球環境問題に関する共同研究等
	2 いわゆる環境ホルモン等の化学物質に関する調査・研究

第4回北東北知事サミット合意事項（平成12年度）	
1 産業廃棄物対策の広域的な対応	1 広域的な産業廃棄物対策を推進するための体制整備
	2 3県連携による産業廃棄物不適正処理の監視指導
	3 災害廃棄物等に備えた県境を越えた広域的な処理体制の構築
	4 県境地域における不法投棄等情報ネットワークの構築
	5 不法投棄等に関与する隣県の業者、施設等への立入検査等の連携
第5回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成13年度）	
1 水と緑を守る条例の整備への取組と税制研究	・森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例の整備 ・諸施策の財源確保等に係る新税の創設に関する共同研究
2 二酸化炭素削減目標への対応	二酸化炭素排出量及び吸収量の算定手法、削減対策の効果を検証する手法等に関する調査研究
3 農業用廃プラスチック問題への対応	農業用廃プラスチックのリサイクルの推進のための情報交換、共同の取組
4 食品廃棄物のリサイクル問題への対応	食品廃棄物の処理体制、リサイクル手法等の検討、情報ネットワークの構築
5 地域資源のエネルギーとしての有効利用	地域資源を活用したバイオマスエネルギーに係る研究情報の交換や成果の共有化、共通課題の解決に向けた取組
6 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	産業廃棄物税や搬入課徴金による経済的手法を活用した制度整備、県外搬入事前協議の義務化等の取組
第6回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成14年度）	
1 「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づく取組の強化	汚濁負荷削減のための調査研究を行うなどの取組を推進
2 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	1 産業廃棄物の埋立量に応じて課税する枠組みのもと、産業廃棄物減量化・リサイクル促進税制に係る制度の整備を平成14年度中に行う。
	2 搬入事前協議の条例化及び環境保全協力金制度の整備を平成14年度中に行う。
第12回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成20年度）	
1 持続可能な社会の実現に向けた北海道・北東北行動宣言	1 北海道・北東北地球温暖化対策推進本部（仮称）の設置
	2 再生可能エネルギー導入先進地域の形成に向けた取組の推進
	3 森林環境の整備促進に向けた情報の共有化
	4 有用資源リサイクルの促進

資料：県環境政策課

第8節 環境保全基金事業

都市・生活型公害及び地球環境問題に象徴される現在の環境問題は、我々の日常生活及び社会経済活動に深く関わっているため、個人、企業、団体等社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を理解し、環境に配慮した取組を積極的に推進する必要があります。

このため、県民に対する環境保全に関する知識の普及啓発及び地域住民が行う環境保全のための実践活動に対する支援等により環境の保全を図ることを目的として、県では、平成2年3月に2億円の国庫補助を得て、4億円の「青森県環境保全基金」を設置しました。

その後、平成4年11月に6億円、平成5年3月に5億円、平成5年4月に5億円、平成7年3月に10億円を積み増して総額30億円とし、その運用益を原資とした事業の充実・拡大を図り、地域に根差した様々な環境保全活

動を展開してきました。

さらに、平成21年度からは、県の厳しい財政状況を踏まえるとともに、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減、廃棄物のリサイクルなどの取組の一層の強化や、県境不法投棄事案への対応など、県として喫緊の課題である環境保全対策に重点的に取り組むため、従来の運用益を原資とする果実運用型から、基金そのものを処分することができる取崩型の基金に転換したところであり、平成25年度までに緊急の環境保全対策として、あおもりの環境を創造する人づくり、省エネルギー型の地域社会づくり、廃棄物の3Rの推進、廃棄物の適正処理などの各種事業に活用するため、10億円を処分しました。

平成30年1月に、地域環境保全基金の適正な管理等について環境大臣から通知が発出され、この中で基金事業

の終了時期について「2028年3月31日（2027年度末）を越えない範囲内」と示されたことから、平成30年6月に青森県環境保全基金実施計画書を作成し、基金を2027

年度末までに全額活用することとしました。

平成30年度は、この計画に基づいて30,480千円を取り崩し、事業に充当しました。

第9節 公害防止協定

1 公害防止協定の意義

公害防止協定は、公害の防止を主な目的として地方公共団体又は地域住民と企業との間で締結されるもので、協定書、覚書、確約書等その名称は様々です。

公害防止協定は、法律及び条例による一律的な規制に比べ地域の実情に即したきめ細かな公害防止対策が実施できること、法律や条例による規制だけでは不十分と認められるときにそれを補完するものとして有効であることなどから、その機能が重要視されています。

本県においても、市町村等と企業との公害防止協定締

結を推進するとともに、県自ら、公害防止のため必要と認められる企業と公害防止協定を締結しています。

2 公害防止協定の締結状況

平成31年3月31日現在の県内の公害防止協定の締結件数は162件であり、このうち県、市村及び企業の3者が当事者となっているものが12件、市町村と企業が当事者となっているものが138件、地域住民等と企業が当事者となっているものが8件、市町村、地域住民等及び企業の3者が当事者となっているものが4件となっています（資料編表8）。

第10節 公害防止管理者等

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定工場において、公害防止に関する専門的知識及び技能を有する公害防止管理者と業務を統括管理する公害防止統括者等からなる公害防止組織の設置を義務付け

ています。

平成31年3月31日における特定工場数は156工場であり、公害防止管理者等の選任に係る届出状況は、資料編表9のとおりです。

第11節 各種審議会等

1 青森県環境審議会

本県における公害防止対策に関する重要事項を調査審議するため、昭和41年7月に青森県附属機関に関する条例により青森県公害対策審議会が設置され、昭和42年8月の公害対策基本法の施行に伴い、同法に基づく附属機関とされました。

昭和60年7月には、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律が公布されたことにより、水質汚濁防止法の一部改正が行われたことから、昭和61年1月12日に青森県水質審議会が青森県公害対策審議会へ統合されました。

また、平成5年11月19日に公布・施行された環境基本法及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、青森県附属機関に関する条例及び規則の一部改正を行い、平成6年8月1日をもって青森県公害対策審議会を廃止し、新たに青森県環境審議会を設置しました。

さらに、平成18年9月1日には、青森県環境審議会と青森県自然環境保全審議会との統合により、新たに青森県環境審議会を設置しました。

青森県環境審議会の担当する事務は、環境基本法第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行うこと、自然環境保全法第51条第2項の規定により、温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することです。

同審議会は、平成31年3月31日現在、学識経験を有する者30人、温泉に関する事業に従事する者1人の計31人で組織しています。

平成30年度の開催状況は、表1-2-3のとおりです。

表1-2-3 青森県環境審議会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審議等事項
第31回	H30.11.8	諮問 答申	(1) オスキジ、オスマドリノ捕獲等の禁止(案)について
		報告	(1) 平成30年版環境白書について
第32回	H31.2.15	諮問 答申	(1) 平成31年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について
			(2) 平成31年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について
		報告	(1) 青森・岩手県境不法投棄事案について
			(2) 青森県生物多様性戦略に基づく施策とそれらの進捗状況(中間評価結果)

資料：県環境政策課

2 青森県環境影響評価審査会

青森県環境影響評価条例の規定により環境影響評価に関する事項を調査審議するため、平成11年12月から青森

県附属機関に関する条例に基づき設置されています。

同審査会は、平成31年3月31日現在、学識経験者20人で組織しています。

平成30年度の開催状況は、表1-2-4のとおりです。

表1-2-4 青森県環境影響評価審査会部会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審議等事項
第1回	H30.5.14	諮問 答申	(1) (仮称)むつ横浜風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について (2) (仮称)横浜町洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について
第2回	H30.5.28	諮問 答申	(1) (仮称)つがる洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について (2) (仮称)青森西北沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について
第3回	H30.7.23	諮問 答申	(1) (仮称)小田野沢風力発電事業更新計画に係る計画段階環境配慮書に対する意見について (2) (仮称)車力風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について
第4回	H30.9.5	諮問 答申	(仮称)大高山風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見について
第5回	H30.9.6	諮問 答申	(仮称)田子町風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について
第6回	H30.10.22	諮問 答申	(仮称)つがる西洋上風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について
第7回	H30.11.9	諮問 答申	(1) (仮称)むつ横浜風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について (2) (仮称)陸奥湾洋上風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について
第8回	H30.11.12	諮問 答申	(1) (仮称)つがる洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について (2) (仮称)青森西北沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について
第9回	H30.12.13	諮問 答申	(1) (仮称)田子小国風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について (2) つがる市一般廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について
第10回	H30.12.27	諮問 答申	(1) 上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について (2) (仮称)車力風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について
第11回	H31.2.4	諮問 答申	(仮称)小田野沢風力発電事業更新計画環境影響評価方法書に対する意見について

資料：県環境保全課

3 青森県公害審査会

公害紛争処理法の規定により、昭和45年11月に青森県附属機関に関する条例に基づき設置されており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行います。

同審査会は、平成31年3月31日現在、学識経験者12人で組織しています。

平成30年度に同審査会が受け付けた事件はありません。

なお、平成30年度までに処理された事件は、調停事件5件、仲裁事件1件の計6件で、処理結果は調停成立2件、調停打ち切り3件、和解による仲裁申請取下げ1件となっています。